八四	第七条第一項	［新設］
八五	第七条第二項	［新設］
八六	第七条第三項	［新設］
八七	第七条第四項	［新設］
八八	第七条第五項	［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和九年一月四日）から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の対内直接投資等に関する命令（以下「新命令」という。）第二条第三項、第三条第三項、第九項及び第十項、第三条の二第八項、第四条第一項及び第五項、第四条の三第四項、第五条第二項及び第四項、第六条の二、第六条の三、第七条第一項から第五項まで、別表第一並びに別表第三の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三十日を経過した日（以下この条において「適用日」という。）以後に行う改正法の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下この条において「新法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（以下この条において「対内直接投資等」という。）又は新法第二十八条第一項に規定する特定取得（以下この条において「特定取得」という。）について適用し、適用日前に行った対内直接投資等又は特定取得については、なお従前の例による。

第三条　新命令別紙様式第一から別紙様式第十三まで及び別紙様式第二十二による届出書、新命令別紙様式第十八、別紙様式第二十及び別紙様式第二十三による通知書、新命令別紙様式第二十四から別紙様式第三十二まで、別紙様式第三十七から別紙様式第四十二まで及び別紙様式第四十四による報告書並びに新命令別紙様式第四十六による証明書については、当分の間、第一条の規定による改正前の対内直接投資等に関する命令（以下「旧命令」という。）別紙様式第一から別紙様式第七の四まで及び別紙様式第九による届出書、旧命令別紙様式第八、別紙様式第八の二及び別紙様式第十による通知書、旧命令別紙様式第十一から別紙様式第十二まで、別紙様式第十六から別紙様式第二十まで及び別紙様式第二十二から別紙様式第二十三までによる報告書並びに旧命令別紙様式第二十三による証明書を取り繕い使用することができる。

第四条　改正法附則第三条第二項から第四項までの規定、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第二条第二項及び第四項の規定並びに附則第二条の規定によりなお従前の例によるとされる場合における旧命令第六条の二、第六条の三並びに第七条第一項及び第四項の規定に基づく報告については、施行日以後、新命令別紙様式第二十四から別紙様式第三十二まで、別紙様式第三十七から別紙様式第四十二まで及び別紙様式第四十四による報告書を使用することができる。

第五条　新命令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○内閣府財務省令第五号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二条第四号、第七号イ、第十号イ及び口並びに第十六号、第十二条第一項第一号、第十三条第一項第二号、第十三条の三第一項、第十三条の五第一項、第十四条第一項、第十六条第二項、第二十七条第三項、第三十条第二項、第三十三条第一項及び第二項並びに第三十六条第七号の規定に基づき、並びに株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）を実施するため、株式会社国際協力銀行法施行規則を次のように定める。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

財務大臣　片山さつき

株式会社国際協力銀行法施行規則

（用語）

第一条　この命令において使用する用語は、株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　貸付債権等　貸付債権、法第二条第十一号に規定する公社債等その他の金銭債権をいう。

二　クレジットデリバティブ取引　当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた者の信用状態に係る事由が発生した場合において、相手方が金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において、相手方が貸付債権等を移転することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引をいう。

（法第二条第四号の主務省令で定める法人）

第二条　法第二条第四号の主務省令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一　一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもって貸付債権等を取得し、当該貸付債権等の管理及び処分により得られる金銭をもって、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を専ら行うことを目的とする者（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。）

二　一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもってクレジットデリバティブ取引を行い、当該クレジットデリバティブ取引により得られる金銭をもって、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を専ら行うことを目的とする者

（新規企業者等から除かれる法人等）

第三条　法第二条第七号イの主務省令で定める法人等は、中小企業者等（外国におけるこれに相当する者を含む。）以外の法人等の子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）とする。